

- 『利用証』 お忘れではないですか？
- 有効期限は切れていませんか？

この「おもいやり駐車場」は、三重県が発行した『利用証』をお持ちの方が利用できます。

パーキングパーミット制度を導入している他府県の利用証も利用できます。



利用証は、車外から見えやすい位置に掲示してください。  
利用証が必要な方は裏面をご覧ください。

【問合せ先】

三重県子ども・福祉部地域福祉課

電話：059-224-3349 受付時間：平日(月～金)8:30～17:00

山折り線

- 「三重おもいやり駐車場利用証」が必要なみなさまへ

〔 交付対象者 〕

歩行が困難で以下の基準に該当する方

- 障がい者(身体障がい、知的障がい、精神障がい)
- 要介護高齢者等
- 難病患者
- 妊産婦
- けが人 等

※ 要件がありますので、詳しくは地域福祉課(059-224-3349)までお問い合わせください。

〔 申請窓口 〕

県庁、県福祉事務所、県保健所(鈴鹿・津・松阪・伊賀)およびお住まいの市役所・町役場へ申請してください。

申請書は、各窓口で配布のほか、県ホームページからダウンロードできます。

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526.htm>